

The Democratic Party of Japan

民主山木綾子の議会ウォッチング No89

PRESS MINSHU やまきあやこ

2014年7月20日

号外 川越版

民主党プレス民主編集部

〒350-8601

川越市元町1-3-1

川越市役所 6F

民主党議員団内

事務所 350-1137

川越市砂新田 4-4-6 サングリーン高階

TEL・FAX 049-249-3306

e-mail a-yamaki.11-26@nifty.com

U R L <http://www.yamaki-ayako.com>

自宅 350-1137

川越市砂新田 5-27-9

TEL・FAX 049-242-3543



川越市議会議員

六月議会報告

一般会計補正予算

8億9,409万7,000円

一般会計総額 1,129億7,409万7,000円

六月議会が終了しました。

市長提出議案 30 議案、議員提出議案 17 議案、請願・決議それぞれ 1 議案を審議し、決議（市長に発言の撤回と反省を求める決議（案））を除くすべての議案が原案通り可決されました。

補正予算の主なものは、2月の大雪による被害を受けた、**農業用施設（ハウス）の廃棄処分と再建費用**を、国と埼玉県補助金の一部上乗支給する予算として、**7億3,000万円**が計上されました。

また、26年4月1日現在で保育園待機児童が100名を超えた川越市にとって民間のお力をお借りして、本年度中に340名の定員増を図る費用として、**民間保育所整備補助金 4,595万円**を計上しました。**医師会への委託料として 6,584万円**も計上されました。これは、子宮頸がん検診及び、乳がん検診が未診察の女性に診察をして頂くため、診察とそれに係る費用を業務委託料とし計上したものです。市民の皆様には、8月以降順次ご案内を郵送する予定です。

議会最終日に、プロジェクト 21 より『市長に発言の撤回と反省を求める決議(案)』が提案されました。採決した結果、賛成9票・反対26票・無効1票で否決されました。

市長の発言の撤回と反省を求める決議(案)

市長は、6月11日に行われた小林議員の一般質問に対し、地方自治法第132条を引用し、これを理由に答弁を行わなかった。地方自治法第132条とは、「普通地方公共団体の議会または委員会に置いては、議員は、無礼な言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならない」とあり、対象となるのは議員でありこの法律の適用者に市長は含まれていない。従ってこの法律を引用して答弁を行わなかった川合市長は、議会における議員の質問に真摯にこたえるべき義務を果たさなかったと言わざるを得ない。また小林議員に抗議文を渡すという私的な目的のため、公用車により小林議員宅を訪問したことについては、『公務の途中で寄り道したものであり、これは、遠方へ公用車で移動中にコンビニに寄って飲み物を買うなどの行為と同様である』との答弁であったが、議員に抗議文を渡すという行為と、コンビニで飲み物を買う行為を同様の行為と見なすことは、相手に対して無礼なことであり、大変遺憾である。

さらに地方自治法第35条では「職務に専念する義務として」勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとあり、他の職員の模範となるべき市長が、公務中に私的な行為を、しかも公用車を使用し、今回の行為に至ったことは、断じて許されるものではない。

その他、小林議員の一般質問に対しての市長答弁については、全体を通して違和感を抱かざるを得ない内容であり、このような答弁がなされることは、他の議員に対する答弁や、今後の議会運営に大きく影響すること、および本来市制の両輪として良好であるべき議会と市長の関係についても危惧するものである。

結果、市長答弁後、議会運営委員会として協議の上、川合市長に対して、再三にわたり誠実な対応を求めたが、議会運営委員会として受け入れられる回答はなかった。

以上により、議会は川合善明市長に対し発言の撤回と反省を求めるものである。右、決議する。

答 風評被害などにより売れなくなり、各茶園が在庫として抱えた 23 年産茶と、24 年産新茶の混合を防ぐため、狭山茶振興対策協議会が、一時的にまとめて保管することになった。保管先について、JA いるま野に依頼して床面積が 300 坪程で、建築基準法等合法的な建築がされており、搬入のための間口の広さが充分であるなどの条件に合った倉庫を捜し、本市(久下戸地内)の倉庫に決定したと聞いている。

問 14. 保管後の川越市の対応

答 保管管理者である狭山茶振興対策協議会からは、検査に合格し販売を行ってきた茶であるため、安全上の問題はないと聞いていたため、特に地元説明会等の必要性はないと考え、特別な対応は行わなかった。

問 15. 新聞報道後の対応

答 平成 26 年 4 月 5・6 日に新聞報道がされた後、4 月 7 日に産業建設常任委員会の正副委員長に報告を行い、その後議会運営委員会において、報道について状況説明を行った。4 月 8 日には環境部と合同で現地調査を行い、空間放射線量の計測、保管物及び保管状況の確認を行った。4 月 12 日には、農政課職員が搬出及び仮置き場への搬入の確認を行った。4 月 15 日には、議長あてに議会報告、保管にかかる報道について報告した。4 月 17 日農政課及び環境対策課職員とで、倉庫の確認をし、協議会から搬出作業が同日にすべて終了したとの報告を受けた後、空間放射線量の計測をした。4 月 21 日に開催の、産業建設常任委員協議会での説明を行った。

問 16. 地元への説明責任

答 茶の保管者である狭山茶振興対策協議会が行うものと考え、市としては、保管管理者としての説明責任を果たすとともに、できるだけ早期に適切な対応を図るよう協議会に要請した。協議会では、4 月 4 日と 5 月 1 日に地区住民説明会を開催した。

問 17. 関係団体への対応

答 4 月 3 日に狭山茶振興対策協議会事務局職員を呼び、経過説明を聞き地元の自治会長へ説明するよう口頭指導した。翌 4 日には、文書で保管責任者としての説明責任を果たすとともに、できるだけ早期に適切な対応を図られるよう要請をした。

狭山茶振興対策協議会への対応は、4 月 8 日に

環境部と合同で現地調査を行い、空間放射線量の計測、保管物の保管状況の確認をした。その後、搬出の計画等について電話確認を行い、4 月 12 日に、搬出を開始するとの連絡が入ったため、現場へ行き確認をした。4 月 15 日にその後の搬出状況を電話確認し、4 月 17 日には搬出が終了した倉庫の確認を行った。4 月 18 日に協議会より、昨日の午後に地元自治会長などが倉庫の確認を行い、納得してもらえた様子との連絡があった。

問 18. 狭山茶の一連の流れについて市長の見解を！

答 今回、狭山茶が 500 トン保管されていた一連の事につきましては、担当課からの報告によると、当時風評被害があり売れなくなったお茶を狭山茶振興対策協議会が、処分方法が決まるまで、一時的に保管していたものと聞いております。当時は、検査を行って規制値以下の物であり、安全性が確保されていることから、特に問題になるようなものではないとの判断で、部長までの報告となっておりました。この点については、今後は、市民の生活や健康に関する情報が入っている場合には、速やかに報告するよう、指示してまいります。また狭山市の職員が本市で計測を行っていたことにつきましては、協議会から依頼されて行ったものと聞いておりますが、担当課へ、連絡を頂きたかったと思います。今後は、他市との情報交換できる体制づくりを検討させたいと考えます。いずれにいたしましても、今後は、市民の安心・安全を守る立場からも物事を考えるよう、指導してまいりたいと存じます。

農家さんから電話を頂いた。一連の新聞報道をめぐり、議会の対応についてお叱りを受けた。『あんたら何やってるんだ！あんたらに百姓の気持ちわかるか！』とつても胸の痛い言葉でした。その言葉を真しに受け止め、その後の対応についても、調査し、報告してまいります。

紙面の都合で質問の 11・12・13・14 は掲載できませんでした。この質問については、山木綾子のホームページに掲載いたします。

U R L <http://www.yamaki-ayako.com>

六月議会議案結果一覧

市長提出議案 30 議案のうち、21 議案は、規則や要綱によって設置されていた委員会・審議会等を、地方自治法 138 条の 4 第 3 項に規定された、『付属機関』として、設置する議案です。このことはどこの自治体でも長年の懸案となっているもので、中にはその設置方法や委員の報酬支払等で裁判になっているケースもあるようです。また、継続審査となっていた請願第 1 号民法の改正による個人保証の原則的廃止を求める請願、は、今議会も継続審査となりました。

市長提出議案(30 議案)

※ 網掛けの議案は地方自治法により提案された議案

議案第 56 号	川越市公の施設指定管理者選定委員会条例を定めることについて	原案可決
議案第 57 号	川越市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて	原案可決
議案第 58 号	川越市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて	原案可決
議案第 59 号	川越市入札監視委員会条例を定めることについて	原案可決
議案第 60 号	川越市協働事業審査委員会条例を定めることについて	原案可決
議案第 61 号	川越市文化施設条例の一部を改正する条例を定めることについて	原案可決
議案第 62 号	川越市立美術館美術品等選考評価委員会条例を定めることについて	原案可決
議案第 63 号	川越市障害者施策審議会条例を定めることについて	原案可決
議案第 64 号	川越市老人ホーム入所判定委員会条例を定めることについて	原案可決
議案第 65 号	川越市地域包括支援センター等運営協議会条例を定めることについて	原案可決
議案第 66 号	川越市介護保険事業計画等審議会条例を定めることについて	原案可決
議案第 67 号	川越市社会福祉事務所設置条例等の一部を改正する条例を定めること	原案可決
議案第 68 号	川越市医療問題協議会条例を定めることについて	原案可決
議案第 69 号	川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めること	原案可決
議案第 70 号	川越市健康づくり推進協議会条例を定めることについて	原案可決
議案第 71 号	川越市予防接種健康被害調査委員会条例を定めることについて	原案可決
議案第 72 号	川越市廃棄物処理施設専門委員会条例を定めることについて	原案可決
議案第 73 号	川越市産業振興審議会条例を定めることについて	原案可決
議案第 74 号	川越市都市再生整備計画審議会条例を定めることについて	原案可決
議案第 75 号	川越市歴史的風致維持向上協議会条例を定めることについて	原案可決
議案第 76 号	川越市市内循環バス検討委員会条例を定めることについて	原案可決
議案第 77 号	川越市小堤集会所運営委員会条例を定めることについて	原案可決
議案第 78 号	川越市小堤集会所運営委員会条例を定めることについて	原案可決
議案第 79 号	川越市河越館跡整備検討委員会条例を定めることについて	原案可決
議案第 80 号	川越市山王塚古墳調査検討委員会条例を定めることについて	原案可決
議案第 81 号	川越氷川祭の山車行事山車等修理検討委員会条例を定めること	原案可決
議案第 82 号	川越市就学支援委員会条例を定めることについて	原案可決
議案第 83 号	仮称川越駅西口第三自転車駐車場新築工事請負契約について	原案可決
議案第 84 号	平成 26 年度川越市一般会計補正予算 (第 1 号)	原案可決
議案第 85 号	平成 26 年度川越市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	原案可決

主な議員提出議案 (他に議会運営委員会の辞任許可並びに専任について 13 議案)

決議第一号	市長に発言の撤回と反省を求める決議	否 決
議員提出議案	川越市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて	原案可決
意見書第 3 号	『手話言語法』制定を求める意見書	原案可決
意見書第 4 号	経度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書	原案可決